

# 1 鯖江市環境基本条例

(平成9年9月29日 鯖江市条例第11号)

豊かな自然に恵まれたわたしたちのふるさと鯖江の環境は、祖先たちが王山古墳の昔から大切に守り育ててきたものである。

しかしながら、社会経済が急速に発展し、生活の利便性が高まる一方で、限りある資源やエネルギーが大量に消費されたために、地球全体の環境にまで大きな影響を及ぼすようになってきた。

良好な環境を享受する権利は、もとより市民に等しく与えられているものであるが、将来にわたって恵み豊かな環境を維持し、次の世代に引き継ぐためには、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、自然の生態系の保護に配慮しながら、環境の保全に努める必要がある。

わたしたちは、自らの積極的な行動により、地域の特性を生かした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の形成を目標に豊かな自然に恵まれた環境を保全し、さらにより良い環境づくりをめざして、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く市民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、国および他の地方公共団体と協力して、これを行うよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、

廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する施策の策定に係る基本方針

(施策の策定に係る基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 人と自然の豊かなふれあいが確保されるよう、身近な水や緑の形成、優れた景観等の保全、歴史的文化的資源の活用等による地域の個性を生かした潤いと安らぎのある文化的な環境の形成等が図られること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、市の講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

## 第3章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ鯖江市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成等)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、その原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、人の健康または生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、調査体制の整備)

第12条 市は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(助言、助成等)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 環境の保全を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、下水道の処理施設、廃棄物の処理または再資源化施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育および学習の推進)

第16条 市は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、事業者および市民が環境の保全についての理解を深めるとともに事業者および市民による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再資源化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に定める環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に定める民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、市、事業者および市民がその行政活動、事業活動および市民生活において、地球環境保全の向上に資するよう行動するための取組に関する指針を定め、その普及および啓発等の施策を推進するよう努めるものとする。

## 2 鯖江市環境審議会設置条例

(平成9年9月29日 鯖江市条例第12号)

(設置)

第1条 市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、鯖江市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定に関する基本的事項
- (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全に関して必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 住民代表者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) 教育機関の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審議会は、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて特定の事項を調査審議するため審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもつて組織する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉環境部環境課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に市長が定める。

### 3 鯖江市環境市民条例

(平成13年12月25日条例第25号)  
(改正 平成22年 9月28日条例第13号)

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、鯖江市環境基本条例（平成9年鯖江市条例第11号）の基本理念にのっとり、市民が健康で文化的な生活を確保するため、地球環境、自然環境および生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市民、民間団体、事業者および市が一体となり、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成することを目的とする。

(平22条例13・一部改正)

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球環境 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系に占める土地、大気、水および動植物を一体として、総合的にとらえた生物の生存環境をいう。
- (3) 生活環境 人の生活にかかわる環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産ならびに動植物およびその生息環境を含むものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者（以下「市民」という。）または市内に滞在し、もしくは市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 環境市民 生活のあらゆる場面において、環境に配慮して行動する市民をいう。
- (7) リデュース ごみの発生および排出を抑制することをいう。
- (8) リユース 物を再使用することをいう。
- (9) リサイクル 不用になつた物を原材料として利用することをいう。
- (10) 新エネルギーの利用 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条各号に掲げることをいう。
- (11) 公共の場所等 公園、広場、道路、河川その他の公共の場所および他人が所有し、または管理する土地または建築物その他の工作物をいう。
- (12) 愛がん動物 愛がんを目的として飼育および管理される動物をいう。
- (13) 空き地等 現に人が使用しない土地および現に人が使用している土地であつて相当の空間部分を有することにより、人が使用していない土地と同様の状態にあるものならびに空き家をいう。

(平22条例13・一部改正)

##### (市民等の責務)

第3条 市民等は、この条例の目的にのっとり、環境保全に関する意識を高め、環境に配慮した日常生活を送るとともに、市が実施する環境保全のための施策に協力しなければならない。

##### (事業者の責務)

第4条 事業者は、この条例の目的にのっとり、環境に配慮した事業活動を行うとともに、市が実施する環境保全のための施策に協力しなければならない。

##### (市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、環境に配慮した事務事業を実施し、市民参加の促進、環境教育および循環型社会の形成等に取り組むとともに、各種の環境保全のための施策を積極的に実施しなければならない。

##### (連携・協力)

第6条 市は、広域的および国際的な連携および協力を図りつつ、環境保全を推進するものとする。

## 第2章 市民参加の促進

(環境市民の育成)

第7条 市は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成するため、環境市民の育成に努めるものとする。

(平22条例13・一部改正)

(民間団体等および事業者の取り組み)

第8条 市民またはこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)および事業者は、自発的かつ積極的に環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現するための活動(以下「環境まちづくり活動」という。)に取り組まなければならない。

(連携)

第9条 民間団体等、事業者および市は、それぞれの役割を認識し、また相互に連携を保ちながら環境まちづくり活動に取り組まなければならない。

(活動支援)

第10条 市は、民間団体等が行う環境まちづくり活動を支援するため、必要な施策を積極的に行うものとする。

## 第3章 環境教育・学習

(環境教育等の体系化等)

第11条 市は、幼児、児童および生徒をはじめとする市民ならびに事業者が環境保全に関する理解と活動が促進されるよう環境教育および環境学習を体系化するとともに、その推進に努めなければならない。

2 市民および事業者は、環境学習に自発的かつ積極的に取り組むものとする。

(平22条例13・一部改正)

(情報収集・提供)

第12条 市は、市民等および事業者の自主的な環境保全に関する活動が行われるよう情報収集および提供に努めなければならない。

(環境アドバイザー)

第13条 市は、市民等および事業者が環境保全に対する理解を深め、環境保全活動を推進することを目的として開催する学習会等に対し、指導および助言を行うため、専門的な知識や技術を持った者(以下「環境アドバイザー」という。)を派遣するものとする。

2 環境アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第4章 循環型社会の形成

(大量消費の抑制)

第14条 市民は、循環型社会の形成の必要性を認識し、使い捨て商品の購入の日常化および大量消費型の生活様式を改めるよう努めなければならない。

2 事業者は、循環型社会形成の必要性を認識し、大量消費につながるような製品の生産および販売を控えるよう努めなければならない。

(リデュースの推進)

第15条 市民は、ごみの減量化および資源化(以下「ごみの減量化等」という。)を推進するため、過剰包装商品の購入自粛、買物袋の持参などを実践し、リデュースに努めるとともに、ごみ分別の徹底にも努めるものとする。

2 事業者は、ごみの減量化等を推進するため、物の生産および販売において、リデュースに努めるとともに、ごみ分別の徹底にも努めるものとする。

(平22条例13・一部改正)

(リユースの推進)

第16条 市民は、ごみの減量化等を推進するため、繰り返し利用する容器が使用されている商品を積極的に購入するなど、リユースに積極的に努めるものとする。

2 事業者は、ごみの減量化等を推進するため、リユースが可能な製品の生産および販売を積極的に行うよう努めるものとする。

(平22条例13・一部改正)

(リサイクルの推進)

第17条 市民は、ごみの減量化等を進めるため、生ごみのたい肥化などリサイクルにより製造された商品の購入や利用に努めるものとする。

2 事業者は、ごみの減量化等を図るため、リサイクルされた製品の生産や販売を積極的に行うよう努めるものとする。

(平22条例13・一部改正)

(環境負荷の低減に資する物品等の調達)の推進)

第18条 市は、環境負荷の低減に資する物品および役務(以下「物品等」という。)の調達(以下「グリーン購入」という。)の推進に関する方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表し、基本方針に基づき、物品等の調達を行わなければならない。

2 事業者は、製品の生産、販売等の事業活動において必要な物品等を調達するときは、グリーン購入に努めるものとする。

## 第5章 地球環境の保全

(地球温暖化等の防止対策)

第19条 市民等および事業者は、その日常生活または事業活動が地球温暖化、酸性雨、熱帯雨林の減少等の地球環境の悪化と密接に関係していることを認識し、大量消費の抑制、資源の循環利用など、環境負荷の低減につながる取組を行い、地球環境の保全に努めるものとする。

(平22条例13・一部改正)

(省エネルギーの推進)

第20条 市民等および事業者は、その日常生活または事業活動において、省エネルギーの推進に積極的に努めるものとする。

(新エネルギーの利用促進)

第21条 市民および事業者は、その日常生活または事業活動において、新エネルギーの利用の促進に努めるものとする。

## 第6章 自然環境の保全

第1節 緑化の推進等

(公共施設の緑化)

第22条 市は、環境基本計画および鯖江市緑の基本計画に基づき、緑の保全および緑化の推進に関する施策を実施するものとする。

(土地所有者等の緑化)

第23条 土地の所有者、管理者または占有者(以下「所有者等」という。)は、その土地に樹木等を植栽し、自ら緑化に努めるものとする。

(事業者敷地内の緑化)

第24条 事業者は、管理する敷地内の緑化および保全に努めるものとする。

(環境資源の保全)

第25条 規則で定める要件に該当する巨木または地下水等の環境資源(以下「環境資源」という。)の所有者等は、その環境資源の適正な管理に努めるものとする。

第2節 野生生物の生息環境の保全

(平22条例13・改称)

(野生生物の保護)

第26条 何人も、自然の保護および育成に関する知識を深めるとともに、自然に生息する動物および植物(以下「野生生物」という。)を大切にしなければならない。

(野生生物生息環境の整備)

第27条 市は、野生生物の生息環境を確保するため、野生生物の生息が可能な環境の保全と創出に努めるものとする。

(平22条例13・一部改正)

## 第7章 生活環境の保全

### 第1節 野外焼却時の配慮

(野外焼却時の配慮)

第28条 何人も、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第14条に規定する焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却を行う場合であつても、周辺の住民等に迷惑を及ぼさないよう配慮しなければならない。

### 第2節 大型ごみの適正処理

(投棄の禁止)

第29条 何人も、公共の場所等において、自転車、タイヤ、寝具その他の大型ごみを不法に捨ててはならない。

(平22条例13・一部改正)

### 第3節 空き地等の適正管理

(空き地等の所有者等の適正管理義務)

第30条 空き地等の所有者等は、その空き地等に繁茂した雑草、枯れ草または投棄された廃棄物を除去(以下「空き地等の清潔保持」という。)し、その空き地等への廃棄物の不法投棄を防止する措置を講じ、近隣住民の生活環境および安全を阻害しないように空き地等を適正に管理しなければならない。

2 空き地等の所有者等は、その空き地等を物置場として利用し、または利用させている場合は、その置かれた物によりその空き地等の近隣住民に危害または著しい迷惑を及ぼさないようその置かれた物および空き地等を適正に管理しなければならない。

(平22条例13・一部改正)

(申請に基づく措置)

第31条 市長は、所有者等が空き地等の清潔保持を自ら行うことができない場合は、本人の申請および負担により本人に代わつて空き地等の清潔保持を行う者をつねとする。

(指導および勧告)

第32条 市長は、空き地等の所有者等が第30条の規定に違反し、当該空き地等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地等の所有者または管理者に対し、雑草、枯れ草または廃棄物の除去、管理方法の改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(1) 犯罪または災害の発生を誘発するおそれがあるとき。

(2) 人の健康を阻害し、または阻害するおそれがあるとき。

(3) 周辺の美観を著しく損なうとき。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が、当該指導に従わないときは、当該指導に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(平22条例13・一部改正)

### 第4節 愛がん動物の管理

(啓発)

第33条 市長は、愛がん動物の適正な飼育管理に関する啓発に努めるものとする。

(平22条例13・一部改正)

(市民の協力)

第34条 市民は、愛がん動物の適正な飼育管理に関する意識の高揚に努めるとともに、良好な生活環境が損なわれないよう相互に協力するものとする。

(投棄の禁止)

第35条 市民等は、愛がん動物を捨ててはならない。



2 愛がん動物の飼育者（所有者以外の者が飼育し、および管理する場合はその者を含む。以下単に「飼育者」という。）は、愛がん動物の飼育をやめようとするときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

3 飼育者は、愛がん動物が死亡したときは、みだりに捨てることなく、衛生的に処理しなければならない。

（飼育者等の遵守義務）

第36条 飼育者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 愛がん動物を愛情を持って管理し、愛がん動物が住民に危害を与え、または迷惑を及ぼさないよう適切に管理すること。

(2) 愛がん動物の飼育環境を清潔に保ち、汚物等を衛生的に処理し、感染症等の発生を防止するように努めること。

(3) 愛がん動物を屋外に連れ出すときは、公共の場所等において排せつされた愛がん動物のふんを衛生的に処理するための用具を携行し、直ちに回収すること。

(4) 愛がん動物が公共の場所等を汚損し、または乱したときは、直ちに適切な措置を講ずること。

2 動物に餌を与える者は、その動物の本能、習性および生理を考慮し、当該動物が他人に迷惑を及ぼし、または他人の良好な生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

（平22条例13・一部改正）

（指導および勧告）

第37条 市長は、飼育者が前条第1項の規定に違反し、同項各号に掲げる事項を遵守しなかつたと認めるときは、当該飼育者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者（前条第1項第3号の規定に違反し、前項の規定による指導を受けた者を除く。）が、当該指導に従わないときは、当該指導に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

（平22条例13・一部改正）

（命令）

第38条 市長は、第36条第1項第3号の規定に違反し、前条第1項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく、当該指導に従わないときは、当該指導に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（平22条例13・追加）

第5節 空き缶等の散乱防止

（投棄の禁止）

第39条 市民等は、公共の場所等において、空き缶、空き瓶その他の飲料を収納し、または収納していた容器（以下「空き缶等」という。）およびたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物（以下「たばこの吸い殻等」という。）を捨ててはならない。

（平22条例13・旧第38条繰下・一部改正）

（指導）

第40条 市長は、市民等が前条の規定に違反し、空き缶等およびたばこの吸い殻等を捨てたと認めるときは、当該市民等に対し、当該違反行為の是正に必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（平22条例13・追加）

（命令）

第41条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく、当該指導に従わないときは、当該指導に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（平22条例13・追加）

（自動販売機設置者の義務）

第42条 自動販売機により飲食物を販売する事業者は、規則で定めるところにより、物品の販売によつて生ずる空き缶等が投棄されないよう、回収容器を設置しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した事業者は、回収容器が横転等することにより空き缶等が散乱しないよう適正に管理しなければならない。

(平22条例13・旧第39条線下・一部改正)

(指導および勧告)

第43条 市長は、前条第1項に規定する事業者が同項の規定に違反し、回収容器を設置しなかつたと認めるときは、当該事業者に対し、回収容器を設置するよう指導することができる。

2 市長は、前条第2項に規定する事業者が同項の規定に違反し、空き缶等が散乱しないよう適正に管理しなかつたと認めるときは、当該事業者に対し、回収容器を適正に管理するよう指導することができる。

3 市長は、前2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく、当該指導に従わないときは、当該指導に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(平22条例13・旧第40条線下・一部改正)

第6節 拡声機の使用に関する規制

(拡声機の使用制限)

第44条 何人も、商業宣伝を目的とした拡声機を使用するときは、使用時間、使用方法等について規則で定める使用基準を遵守しなければならない。

(平22条例13・旧第41条線下・一部改正)

(停止命令)

第45条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、違反行為の停止その他必要な措置を講ずるよう命じることができる。

(平22条例13・旧第42条線下)

## 第8章 環境影響評価

(環境資源の保護)

第46条 規則で定める事業を実施しようとする者は、当該事業を実施する前に、当該事業を実施する地域の環境特性に応じた環境調査および環境配慮(以下「環境影響評価」という。)を自主的に行うよう努めるものとする。

(平22条例13・旧第43条線下)

(環境保全区域の設定)

第47条 市長は、環境資源を保護するため必要と認める区域を環境保全区域として指定することができる。

2 市長は、環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の所有者等の意見を聴くとともに、鯖江市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境保全区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、環境保全区域を変更し、または指定を解除するときにおいて準用する。

(平22条例13・旧第44条線下)

(環境保全区域内での制限)

第48条 環境保全区域内において、規則で定める事業を実施しようとする者(以下「事業実施者」という。)は、あらかじめ当該事業の内容を市長に届け出なければならない。ただし、福井県環境影響評価条例(平成11年福井県条例第2号)第2条第4号に規定する対象事業を実施する場合を除く。

2 事業実施者は、市長が必要と認めるときは必要な措置を講ずるための協議を行い、または環境影響評価を実施しなければならない。

(平22条例13・旧第45条線下)

## 第9章 環境保全協定

(環境保全協定の締結)

第49条 市長は、市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、必要に応じて事業者と環境保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）を締結することができる。

2 事業者は、市長から環境保全協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

3 環境保全協定の協定事項については、事業者の種類または規模に応じ、その都度市長が定めるものとする。

4 事業者は、市長と環境保全協定を締結したときは、これを確実に履行しなければならない。

5 市長は、必要に応じて本市の区域外に所在する事業者と環境保全協定を締結することができる。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定について準用する。

（平22条例13・旧第46条繰下）

（地域・民間団体との協定）

第50条 市長は、地域住民団体または民間団体等（以下「地域等」という。）が実施する環境美化活動および動物保護の推進を図るため、必要に応じて地域等と環境保全協定を締結することができる。

2 環境保全協定の協定事項については、地域等の実態に応じ、その都度協議のうえ定めるものとする。

3 地域等は、市長と環境保全協定を締結したときは、これを確実に履行するものとする。

（平22条例13・旧第47条繰下・一部改正）

#### 第10章 雑則

（立入調査）

第51条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、土地もしくは建築物に立ち入り、当該土地もしくはその建築物で行われている行為の状況を調査させ、または関係者に対し必要な指示もしくは指導を行わせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平22条例13・旧第48条繰下・一部改正）

（委任）

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平22条例13・旧第49条繰下・一部改正）

#### 第11章 罰則

（平22条例13・追加）

第53条 第38条または第41条の規定による命令に従わなかった者は、3万円以下の過料に処する。

（平22条例13・追加）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（あき地等の清潔保持に関する条例の廃止）

2 あき地等の清潔保持に関する条例（昭和59年鯖江市条例第5号）は、廃止する。

（鯖江市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等に関する条例の一部改正）

3 鯖江市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等に関する条例（平成5年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年条例第13号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

## 4 鯖江市公害防止条例

(平成13年12月25日 鯖江市条例第26号)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、鯖江市環境基本条例（平成9年鯖江市条例第11号。以下「環境基本条例」という。）の基本理念にのっとり、公害の防止に関する事業者、市および市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止の基本的事項その他必要な事項を定め、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 環境基本条例第2条第3号に規定するものをいう。
- (2) 特定工場 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭（以下「ばい煙等」という。）を排出し、または発生させるおそれのある工場または事業場（以下「工場等」という。）のうち規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 特定工場が遵守すべきばい煙等の排出または発生に係る許容限度をいう。
- (4) 設備基準 特定工場が遵守すべきばい煙等の排出または発生を防止するための施設の設置および管理のための基準をいう。

#### (事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害の防止および産業廃棄物を処理するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、地下水が貴重な資源であることにかんがみ、地盤の沈下を防止するため、その保全と有効な利用に努めなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全するため、公害の防止に努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、地域の公害の発生状況を監視するとともに、自らにおいても公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

### 第2章 公害防止に関する施策

#### (公害防止の基本的施策)

第6条 市長は、土地利用計画の策定等、地域の開発および整備に関する施策の策定および実施にあたっては、公害の防止について必要な配慮をしなければならない。

#### (調査・監視および公表)

第7条 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況およびばい煙等の汚染状況を常に調査・監視測定するとともに、その結果を公表しなければならない。

#### (苦情処理)

第8条 市長は、公害に係る苦情、陳情および紛争について迅速かつ適正な処理に努めなければならない。

#### (中小企業に対する助成措置)

第9条 市長は、中小企業者が公害防止のために行う施設の整備等について、必要な資金のあっ旋、技術的な援助その他必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (市民に対する啓発および知識の普及)

第10条 市長は、市民に対する公害防止対策に関する啓発および知識の普及を図るよう努めなければならない。

#### (他の地方公共団体との協力)

第11条 市長は、環境保全のため、広域的な公害の発生源、発生原因、発生状況等の調査、監視および対策について必要と認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、または他

の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

### 第3章 公害発生源の規制

(規制基準の設定)

第12条 特定工場に係る規制基準は、規則で定める。

2 市長は、前項の規制基準を定めるときは、鯖江市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、または廃止するときも同様とする。

(設備基準の設定)

第13条 特定工場に係る設備基準は、規則で定める。

2 前条第2項の規定は、設備基準について準用する。

(規制基準等の遵守義務)

第14条 特定工場を設置している者は、当該工場から規制基準（規制基準の定めのないものについては、人の健康または生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度。以下同じ。）

に適合しないばい煙等を排出し、または発生させてはならない。

2 特定工場を設置している者は、設備基準に適合する施設を設置し、および管理しなければならない。

(特定工場の設置の届出)

第15条 特定工場を設置しようとする者は、設置の工事開始日の30日前までに規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定工場の名称および所在地
- (3) 建物および施設の構造および配置
- (4) 施設の使用の方法
- (5) 公害の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

(経過措置)

第16条 一の工場等が特定工場となった際現にその工場等を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、その工場等が特定工場となった日から30日以内に規則で定めるところにより前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更の届出)

第17条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第15条第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(計画の変更命令)

第18条 市長は、第15条または前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場が次の各号の一に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出事項に関する計画の変更または廃止を命ずることができる。

- (1) 特定工場から排出し、または発生するばい煙等が第12条第1項に規定する規制基準に適合しないとき。
- (2) 特定工場が第13条第1項に規定する設備基準に適合する施設の設置または管理を行わないとき。

(実施の制限)

第19条 第15条または第17条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る特定工場の設置または当該届出に係る構造等の変更の工事をしてはならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず第15条または第17条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

第20条 第15条または第16条の規定による届出をした者が、当該届出に係る第15条第1号または第2号に掲げる事項を変更したときは、当該変更のあった日から30日以内

に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第21条 第15条または第16条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第15条または第16条の規定による届出をした者について、相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第15条または第16条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第22条 市長は、特定工場が次の各号の一に該当すると認めるときは、特定工場を設置している者に対し、期限を定めて作業の方法、建物および施設の構造および配置もしくは公害防止の方法の改善を命じ、または施設の使用もしくは作業の一時停止を命ずることができる。

(1) 第12条第1項に規定する規制基準に適合しないばい煙等を排出し、または発生させているとき。

(2) 特定工場が第13条第1項に規定する設備基準に適合する施設の設置または管理を行わないとき。

(事故報告等)

第23条 特定工場を設置している者は、当該特定工場について故障、破損その他の事故が発生し、当該特定工場から規則で定める規制基準に適合しないばい煙等を排出し、もしくは発生させ、または当該特定工場から人の健康もしくは生活環境に影響を及ぼすおそれのある物質等を排出し、もしくは発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに当該事故の内容および応急の措置の方法を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事故の報告をした者は、当該事故の発生の日から30日以内に規則で定めるところにより、再発防止のための措置に関する計画書を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の報告または届出があった場合において、当該事故の応急の措置の方法または再発防止のための措置に関して必要な指導を行わなければならない。

#### 第4章 雑則

(立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定工場に立ち入り、関係書類、施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 特定工場を設置している者は、第1項の規定による職員の調査を正当な理由なくして拒否することはできない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場を設置している者または自然環境もしくは生活環境を悪化させるおそれのある者に対して、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第27条 第18条または第22条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第28条 第15条もしくは第16条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

は、10万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第24条の規定による立入検査を拒み、妨げ、または忌避した者

第30条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の規定による実施の制限に違反した者
- (2) 第20条または第21条第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (3) 第23条第1項の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした者または同条第2項の届出をせず、もしくは虚偽の届出をした者
- (4) 第25条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

第31条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して、各本条の罰金刑を科する。



## 5 鯖江市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等に関する条例

(昭和 31 年 3 月 26 日 鯖江市条例第 8 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによつて、資源が循環して利用されるまちづくりをめざし、併せて生活環境を清潔に保つとともに、まちの美化の推進に努め、もつて市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)および浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不用である物または廃棄物を再使用し、または原材料等として有効利用することをいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理および地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たつては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理および地域の清潔の保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化および資源化に努めるとともに、事業活動に伴つて発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理および地域の清潔の保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理および地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たつては、計画の策定、市民の参加および協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

3 市は、前 2 項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(相互協力)

第 6 条 市民、事業者および市は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理および地域の清潔の保持の推進に当たつては、相互に協力しなければならない。

第 7 条 削除

(鯖江市ごみ問題懇話会)

第 8 条 市における減量化、資源化および一般廃棄物の適正処理の推進を図るため、鯖江市ごみ問題懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

2 懇話会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) 減量化および資源化の方策に関すること。
- (3) 一般廃棄物の適正な処理に関すること。
- (4) 地域の清潔の保持の推進に関すること。

(懇話会の組織等)

第 9 条 懇話会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表

- (2) 事業者代表
  - (3) 学校教育代表
  - (4) 学識経験者
- 3 懇話会の運営等必要な事項は、規則で定める。  
(一般廃棄物処理計画)
- 第10条 市長は、法第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を策定し、告示する。
- 2 市長は、前項の規定について重要な変更を行ったときは、その都度告示する。  
(事業者の減量化および資源化)
- 第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理および回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に定める再生資源をいう。)および再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、適正な包装を行うこと等により、減量化および資源化の推進に努めなければならない。  
(計画書の提出)
- 第12条 大規模事業者は、当該事業所から発生した廃棄物の処理に関する実績ならびに減量化および資源化に関する計画書を毎年1回、市長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める大規模事業者は、規則で定める。  
(改善勧告および公表)
- 第13条 市長は、大規模事業者が第11条または前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた大規模事業者が、当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。  
(占有者等の協力義務)
- 第14条 土地または建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、その土地または建物内の一般廃棄物のうち、容易に処理することができる一般廃棄物を自ら処理するよう努めなければならない。
- 2 占有者等は、自ら処理できない一般廃棄物については、市の定める方法に基づき処理しなければならない。  
(一般廃棄物の自己処理の基準)
- 第15条 占有者等または事業者は、自ら一般廃棄物の処理を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条または第4条の2に定める基準に従わなければならない。  
(市が収集および運搬する産業廃棄物)
- 第16条 法第10条第2項の規定により、市が収集および運搬する産業廃棄物は、鯖江広域衛生施設組合管理者が定める例による。  
(廃棄物の収集および運搬の委託)
- 第17条 市長は、一般廃棄物の収集および運搬ならびに前条に規定する産業廃棄物の収集および運搬を市以外の者に委託することができる。  
(廃棄物の収集および運搬の届け出)
- 第18条 市民(事業者を除く。)は、臨時に大型ごみまたは動物の死体の収集および運搬を受けようとする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 前項に定める大型ごみの範囲は、規則で定める。
- 3 事業者は、継続して、事業活動に伴い生じた一般廃棄物および第16条に定める産業廃棄物の収集および運搬を受けようとする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第19条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第20条 占有者等および事業者は、法第6条の2第1項の規定に基づき市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 爆発のおそれのあるもの
- (2) 毒性のあるもの
- (3) 感染のおそれのあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 容積、長さおよび重量が著しく大きいもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

(一般廃棄物処理手数料)

第21条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、別表第1に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項に定める手数料を減免することができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料に関し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物処理手数料)

第22条 市長は、法第13条第2項の規定により、別表第2に定める産業廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 前条第2項および第4項の規定は、産業廃棄物処理手数料について準用する。

(一般廃棄物処理業の許可申請手数料等)

第23条 法第7条第1項もしくは第4項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、法第7条第2項もしくは第5項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者または当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (3) 一般廃棄物処理業許可更新手数料 1件につき 5,000円
- (4) 一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料 1件につき 2,000円
- (5) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 2,000円

(報告の徴収等)

第24条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等または事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、または指示をすることができる。

(立入調査)

第25条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等または事業者その他必要と認める者の土地または建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(収集拒否)

第26条 市長は、占有者等または事業者がこの条例の規定に従わなかった場合には、その者が排出する廃棄物の収集を拒否することができる。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(別表) 省略